

## 茨木市小規模保育施設整備費補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に定める家庭的保育事業等のうち小規模保育事業を新たに実施する場合に、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制の整備を促進するとともに、待機児童の解消を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

### (補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨木市条例第24号）及び茨木市家庭的保育事業等認可等の審査基準（平成27年1月21日施行）に適合した事業
- (2) 当該年度において、保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和5年10月こ成事第520号こども家庭庁長官通知）の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」（第4において「国の要綱」という。）に基づく保育対策総合支援事業費補助金（第4において「国補助金」という。）の採択を受けた小規模保育施設整備に係る補助事業

### (補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、賃貸物件等により、新たに小規模保育事業を実施する場合に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 賃借料 既存建物を借り上げて小規模保育事業を実施する場合に貸し主に対して支払う次に掲げる経費
  - ア 礼金
  - イ 建物賃借料（開設前の改修等期間を含み、敷金を除く。）
- (2) 改修等整備費 小規模保育事業を実施する場合に必要な次に掲げる経費
  - ア 改修等整備費
  - イ 改修等事務費（改修等整備実施のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいう。）及び実施設計費
- (3) 設備整備費 小規模保育事業を実施する場合に必要な次に掲げる経費
  - ア 設備整備費
  - イ 備品整備費

### (補助金額)

第4 補助額は、国の要綱4の(2)の⑤のイの(ア)に基づき算定した額に4分の3を乗じて得た額その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市小規模保育施設整備費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市小規模保育施設整備費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(変更の申請等)

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において次に掲げる変更等を行おうとするときは、第5に準じて茨木市小規模保育施設整備費補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画の内容変更
- (2) 事業計画に記載された事業の中止又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市小規模保育施設整備費補助金変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(着工届等)

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、補助事業に係る工事に着工したときは、茨木市小規模保育施設整備費補助金による施設の工事着工届書(様式第5号)を指定された期日までに市長に届け出なければならない。

2 補助事業が計画期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(実績報告)

第9 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市小規模保育施設整備費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金額の確定等)

第10 市長は、第9の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市小規模保育施設整備費補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第11 第10の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市小規模保育施設整備費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が必要と認めるものについては、第8の工事着工届書の提出後、茨木市小規模保育施設整備費補助金概算払請求書（様式第9号）により概算払の請求をすることができる。

(補助金の交付)

第12 市長は、第11の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(補助金の精算)

第13 第10の補助金確定通知書を受けたもののうち、第11ただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市小規模保育施設整備費補助金精算追加交付請求書（様式第10号）により不足分を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(立入検査)

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業の終了の日（当該補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合に

は、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が500,000円以上の機械、器具その他の財産がある場合は、第16本文の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。第17第2項において「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(財産処分の制限等)

第17 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 当該補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が500,000円以上の機械、器具その他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助金交付の条件)

第18 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(2) 前号の規定により市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助の取消し等)

第19 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚為その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第20 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年1月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月18日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第16の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所  
氏 名  
（団体名及び代表者名）

印

茨木市小規模保育施設整備費補助金交付申請書

茨木市小規模保育施設整備費補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業の目的及び内容

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3)

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名  
(団体名及び代表者名) 様

茨木市小規模保育施設整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市小規模保育施設整備費補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所  
氏 名 ㊟  
（団体名及び代表者名）

茨木市小規模保育施設整備費補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市小規模保育施設整備費補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第4号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名  
(団体名及び代表者名) 様

茨木市小規模保育施設整備費補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市小規模保育施設整備費補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 交 付 決 定 額   | 円 |
| 変 更 増 減 額     | 円 |
| 変 更 交 付 決 定 額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

印



様式第6号（第9関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所  
氏 名  
（団体名及び代表者名）

⑩

茨木市小規模保育施設整備費補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
  - (1) 事業実績報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3)

様式第7号（第10関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名 様  
(団体名及び代表者名)

茨木市小規模保育施設整備費補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市小規模保育施設整備費補助金実績報告書を  
審査の結果、補助金を次のとおり確定します。

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 円 |
| 3 | 補助金差引額   | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第8号（第11関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所

氏 名

（団体名及び代表者名）

⑩

茨木市小規模保育施設整備費補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

様式第9号（第11関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所

氏 名

（団体名及び代表者名）

⑩

茨木市小規模保育施設整備費補助金概算払請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 補助金交付確定額 円

3 補助金概算払請求額 円

様式第10号（第13関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所  
氏 名 ㊟  
（団体名及び代表者名）

茨木市小規模保育施設整備費補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった補助金  
精算追加分を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付確定額 円
- 3 補助金交付済額 円
- 4 精算追加分請求額 円